

積立型 未来サポート保険

〈死亡保険・年金・医療保障〉

一斉募集期間以外でも
8月・11月に申込が可能
スケジュールは当制度説明書
3.責任開始期を参照

〔拋出型企業年金保険・一時払退職後終身保険・医療給付金付個人定期保険・入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉〕／商品内容のご説明

死亡(終身)保険は、現在の運用環境、市中金利動向等の状況を踏まえて、契約日が2016年10月2日以降となるご契約より販売を休止しております。

1.特徴

- 1.在職中に積立てて60歳到達時または50歳以上退職時に積立金をもとに年金や医療保障を確保する保険です。
- 2.税制適格コースAと一般コースBがあり、重複して加入することもできます。
(2ページ「6.加入パターン」参照)
- 3.在職中の保障はありません。
(ただし、積立期間中に死亡された場合は、遺族一時金をお支払いします。)
- 4.在職中、「税制適格申請」をすると掛金(月払、賞与払)のうち月払を優先する3口(3口に満たない場合は全て)が「個人年金保険料控除」の対象です。
※2025年2月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。
(2ページ「6.加入パターン」参照)
- 5.在職中(積立期間中)は全解約や一部出金(一般コースBのみ)ができます。
(3ページ「一部出金制度」・10ページ「掛金払込期間中の給付内容」参照)

2.加入資格

- 健康で正常に勤務する、パナソニックグループの従業員。
※対象者は福祉一斉募集 募集要項でご確認ください。
- 掛金払込期間中にご加入者様が退職・転籍・従業員区分変更などで加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの解約手続きが必要です。

3.責任開始期

		責任開始日 <加入(増口)日>			初回給与 控除月 (月払)	初回賞与 控除月 (賞与払)
		月払	賞与払	一時払 (※2)		
福祉一斉募集		8/1	1/1	8/1	8月	12月 注意事項参照
期中募集	8月募集	11/1 (※1)	1/1	×	11月	12月 注意事項参照
	11月募集	2/1	7/1	2/1	2月	7月

申込みができるのは以下の通りです。

- 一斉募集:新規・増口・一時払は1970年8月1日以降生まれの方、税制適格申請は1975年8月1日以降生まれの方
 - 8月募集:新規・増口は1970年11月1日以降生まれの方、税制適格申請は1975年11月1日以降生まれの方
 - 11月募集:新規・増口・一時払は1971年2月1日以降生まれの方、税制適格申請は1976年2月1日以降生まれの方
- ※ 減口は年齢問わず可、一時払の申込みは一斉募集・11月募集のみ

- 加入日が翌年の場合、翌年の年末調整に反映されます。
(※1)8月募集期間中に月払口数の申込をした方は、当年の年末調整には反映されていません。
確定申告用の生命保険料控除証明書が必要な方はパナソニック共済会へお問合せください。
(※2)一時払申込の方は、掛金振込手続きが必要です。詳細は3ページ「一時払制度のご案内」をご確認ください。

〈注意事項〉

福祉一斉募集および8月募集で賞与払の新規加入または口数変更した方は、いずれも当年12月賞与に反映します。
福祉一斉募集にて賞与払の新規加入または口数変更した方が、それ以降に変更希望の場合は、11月募集でお申込みください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に掛金を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。
●財産形成や老後の生活資金確保

当制度説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。
☐ 給付内容はニーズに合致していますか。
☐ ご自身が選択された掛金(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

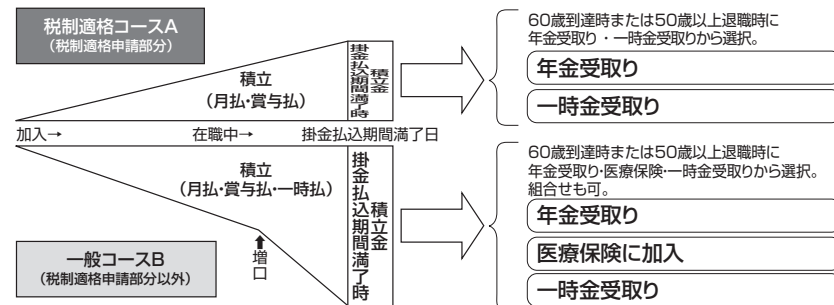
チェック欄

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の
公的年金シミュレーターはこちら



4.制度のしくみ



※在職中に増口した場合の積立金推移イメージです。
※税制適格コースA一般コースBのいずれか一方の積立金をもう一方へ移し換えることはできません。
※税制適格コースAの年金受取りについては5年確定年金の選択はできません。
※医療保険を選択の場合、退職時の健康状態等によっては、契約いただくことができない場合があります。

5.掛金

月払: 1口3,000円、賞与払: 1口18,000円

※掛金払込期間満了日: 満60歳到達月の末日とします。

会社によって掛金払込期間満了日は異なります。詳しくはパナソニック共済会までご確認ください。

※掛金には団体運営費(月払1.2%、賞与払0.5%)が含まれています。

「掛金一団体運営費」が保険料です。(保険料には保険会社の事業費および遺族特約保険料を含みます。)

※賞与払および一時払は、月払に加入された方のみ取扱います。

〈増口・減口〉

- お申込みは一斉募集、8月募集、11月募集時に限りです。
- 減口は、別表の事由に該当する場合にかぎりお取扱いたします。
- A・B両コースに加入のご加入者が減口した場合、自動的に一般コースBの口数から優先して減口します。
ただし、税制適格コースAについては、月払1口を最低残すものとします。
- 減口を行っても積立金を受取ることはできません。
- 減口による一般コースBの全口払込中止期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。

別表 ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者が掛金の拠出に支障のある場合

(例) ●月払5口・賞与払2口加入(税制適格申請有り)→月払を3口減口する場合の税制適格申請口数の変移

(単位:口)				減口	(単位:口)			
	月払	賞与払	合計			月払	賞与払	合計
税制適格コースA	3	0	3	➡	税制適格コースA	2	1	3
一般コースB	2	2	4		一般コースB	0	1	1
合 計	5	2	7		合 計	2	2	4

税制適格申請部分は自動的に3口と設定されるため、月払2口・賞与払1口となる。
(税制適格申請部分以外の賞与払が2口→1口となる。)

6.加入パターン

積立型未来サポート保険には、税制適格コースAと一般コースBがあり、以下3つの加入パターンがあります。
詳しい制度内容を当「制度説明書」にて必ずご確認ください。

	税制適格コースAへ加入	一般コースBへ加入	税制適格コースA・一般コースBの両方加入	
加入資格	加入（増口）日前日時点で50歳未満の方	加入（増口）日前日時点で55歳未満の方	加入（増口）日前日時点で50歳未満の方	
申込方法	WEB手続きシステムまたは紙申込書の税制適格申請欄にチェックを入れ、任意の口数を申込む。	WEB手続きシステムまたは紙申込書の税制適格申請欄にチェックせず、任意の口数を申込む。	WEB手続きシステムまたは紙申込書の税制適格申請欄にチェックを入れ、3口を超えた任意の口数を申込む。	
コースごとの対象口数	月払を優先する3口まで。（一時払口数は対象外） （例）月払2口、賞与払1口で税制適格申請をする場合 賞与払 1口 月払 2口 1口 税制適格コースA （個人年金保険料控除） 2口 税制適格コースA （個人年金保険料控除） ※来年度加入資格があり、増口した場合、3口を超える口数は一般コースBの積立てとして開始します。	制限なし （例）月払3口、賞与払2口を申込む場合 賞与払 2口 月払 3口 2口 一般コースB （一般生命保険料控除） 3口 一般コースB （一般生命保険料控除） ※来年度税制適格申請の加入資格があり、税制適格申請にチェックを入れた場合、月払3口部分が税制適格コースAの積立てとして開始します。	税制適格コースA…月払を優先する3口まで。（一時払口数は対象外） 一般コースB…3口を超えた口数（制限なし） （例）月払5口、賞与払1口で税制適格申請をする場合 賞与払 1口 月払 5口 1口 一般コースB （一般生命保険料控除） 2口 一般コースB （一般生命保険料控除） 3口 税制適格コースA （個人年金保険料控除）	
保険料控除※1（積立期間中）	個人年金保険料控除の対象（月払を優先する3口まで）※2	一般生命保険料控除の対象	月払を優先する3口まで…個人年金保険料控除の対象※2 3口を超えた口数…一般生命保険料控除の対象	
60歳到達時 または 50歳以上 退職時に移行 できる選択肢	・年金受取り （5年確定年金を除く。また、10年以上の積立てが必要）※3	・年金受取り （年金月額1万円未満の場合は受取不可。2年以上の積立てが必要）	・年金受取り （税制適格コースA・一般コースBで別々の年金種類を選択可）	
			税制適格コースA	一般コースB
			・年金受取り（5年確定年金を除く。また、10年以上の積立てが必要）※3	・年金受取り（年金月額1万円未満の場合は受取不可。2年以上の積立てが必要）
	・一時金受取り	・医療保険に加入 ・一時金受取り	・一時金受取り	・医療保険に加入 ・一時金受取り
既にご加入中の方	3口までの申込みがあり、税制適格申請をされている方	税制適格申請をされていない方	3口を超えた申込みがあり、税制適格申請をされている方	
備考	積立てが開始すると、税制適格申請を取消しすることはできません。（やめる場合は解約となります。）	—	税制適格コースAは積立てが開始すると、税制適格申請を取消しすることはできません。（やめる場合は解約となります。） 減口する場合は自動的に一般コースBを優先して減口します。	

※1 2025年2月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。
※2 他の個人年金保険等に年間10万円以上の保険料を支払っている場合は限度額を超えているため現状以上の「個人年金保険料控除」の適用はされません。
（例）組合制度の「電機連合ねんきん共済」、保険会社の年金保険等
詳細は10ページ「税務上のお取扱い」〔保険料〕をご参照ください。
※3 確定年金を選択される場合、60歳以上での受取りが必要となります。

「一時払制度」のご案内

月払および賞与払の積立だけでは、積立金が不足するような方は、一時払での積立でも可能です。
(一般コースBの積立金にあてられます。)

加入(増口)日	8月1日(一斉募集)	2月1日(11月募集)	
申込方法	一斉募集でお申込みください。	11月募集で申込みください。 (WEB 手続きシステム) ※申込期間中のみ登録可	
加入資格	加入(増口)日前日時点で 55 歳未満の方。(月払と同時に新規加入が可能)		
加入口数	1口あたり10,000円とし、 最低10口以上1口単位。 ※加入口数に上限はなし。 ※掛金10,000円あたり0.2%(20円)の 団体運営費が含まれており、掛金から 団体運営費を差引いた金額が保険料 です。 (保険料には保険会社の事業費および 遺族特約保険料を含みます。)	(A表)積立金額(解約一時金額)	
		積立 期間	10口10万円あたりの 積立金額(解約一時金額)
		1年	約 99,600円
		5年	約104,100円
		10年	約110,100円
		15年	約116,500円
掛金の振込期日	7月2日～7月9日	パナソニック共済会ホームページにてご 確認ください。	
振込先	三井住友銀行 門真支店 普通1045473 株式会社パナソニック共済会(カブシキガイシャ パナソニック キョウサイカイ)		
その他注意	●加入月(8月・2月)に退職する場合、「一時払制度」は利用できません。万一お振込み された場合は返金いたします。 ※「退職時一時金持込」については以下をご参照ください。 ●振込手数料はご加入者負担となります。 ●一時払保険料は「一般生命保険料控除」の対象です。 ※2025年2月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。		

「退職時一時金持込」のご案内

60歳到達時または50歳以上退職時に「退職時一時金持込」による年金の増額(年金買増)や年金の据置き(繰延)ができます。

※「年金の据置き(繰延)」詳細は次ページを参照

- 1口あたり10,000円、最低10口以上1口単位で退職時一時金持込ができます。
 - 持込限度額は、受取りを年金コース「確定年金」選択の場合、掛金払込期間満了時積立金相当額まで、「終身年金」選択の場合、1,000万円までです。
- 詳細は、パナソニック共済会までお問合せください。

「一部出金制度」のご案内

別表の事由に該当する場合にかぎり、一般コースBの保険料積立金の一部を受取ることができます。

別表	①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済
----	--

※税制適格コースAについては、「一部出金制度」はお取扱いできません。

申込方法	パナソニック共済会ホームページより、 日本生命企業保険インターネットサービス(企保ネット)から申請してください。
出金単位	1回につき、20万円以上1万円単位。2カ月連続での出金不可。

7.加入口数の求め方(概算)

(例)現在40歳(60歳までの積立年数20年)男性の共済太郎さんが60歳時、年金月額5万円(10年確定年金)本人、配偶者ともに医療保険への移行(夫婦とも終身コース、本人60歳、配偶者年齢55歳)を希望する場合

①新規に加入する場合の必要口数(月払)は?

※税制適格コースAを3口とした場合、積立金額は、78.6万円(D表)×3口=235.8万円となります。この積立金額で10年確定年金を選択すると、受取れる年金月額は、235.8万円(積立金額)÷114.1万円(B表)=2.06万円となります。そこで、以下では税制適格コースAで受取る年金月額を2万円として、必要口数を試算しています。

※年金種類は「8.給付内容」をご参照ください。

(注)2024年9月25日現在の数値であり、今後変更される場合があります。

●税制適格コースA

$$\text{(年金)} \quad \text{B表} \quad 114.1 \text{ 万円} \times \text{受取希望年金月額} \quad 2 \text{ 万円} = 228.2 \text{ 万円} \rightarrow \text{必要積立金額} \quad 228.2 \text{ 万円} \cdots \text{A}$$

$$\text{必要口数} \quad 228.2 \text{ 万円} \div \text{D表} \quad 78.6 \text{ 万円} = 2.90 \text{ 口} \rightarrow \text{必要口数(端数切上げ)} \quad 3 \text{ 口} \cdots \text{B}$$

●一般コースB

$$\text{(年金)} \quad \text{B表} \quad 114.1 \text{ 万円} \times \text{受取希望年金月額} \quad 3 \text{ 万円} = 342.3 \text{ 万円} \rightarrow \text{必要積立金額}$$

$$\text{(医療保険)} \quad \text{7ページ} \quad 243.3 \text{ 万円} \rightarrow 585.6 \text{ 万円} \cdots \text{C}$$

$$\text{必要口数} \quad 585.6 \text{ 万円} \div \text{D表} \quad 78.6 \text{ 万円} = 7.45 \text{ 口} \rightarrow \text{必要口数(端数切上げ)} \quad 8 \text{ 口} \cdots \text{D}$$

$$\text{●合計必要積立金額} \quad \text{A} + \text{C} = 813.8 \text{ 万円}$$

$$\text{●合計必要口数} \quad \text{B} + \text{D} = 11 \text{ 口}$$

②既に加算している場合の必要増口口数(月払)は?

※現在加入口数分の60歳時積立予想額(共済会ホームページ「残高参照」に記載)が438.8万円の場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{60歳時} \\ \text{必要積立金} \end{array} \quad 813.8 \text{ 万円} - \begin{array}{l} \text{60歳時} \\ \text{積立予想額} \end{array} \quad 438.8 \text{ 万円} \right) \div \text{D表} \quad 78.6 \text{ 万円} = 4.77 \text{ 口} \rightarrow \text{必要増口口数(端数切上げ)} \quad 5 \text{ 口}$$

現在加入口数のままで60歳到達した場合の給付(60歳時積立予想額438.8万円)
全額10年確定年金の場合…438.8万円÷114.1万円(B表)=約3.8万円(月額)
※年金と医療保険の組合せも可能です。

(B表)年金月額1万円に必要な積立金額〈概算〉

(単位:万円)

保証期間 ※1 (年)	確定年金	確定年金 (重点給付型) ※2	60歳年金開始 保証終身年金		60歳年金開始配偶者 年金付保証終身年金	
			男 性	女 性	男性 (配偶者が3歳下)	女性 (配偶者が3歳上)
5	58.9	—	—	—	—	—
10	114.1	86.5	239.3	275.7	285.8	286.0
15	166.1	112.5	246.5	278.9	288.9	287.7
20	215.0	—	259.5	285.1	294.9	291.5

※1 確定年金・確定年金
(重点給付型)は年
金受取期間

※2 確定年金(重点給付
型)の年金月額重点
給付期間(5年間)は1
万円、重点給付期間経
過後は5,000円です。

(C表)60歳で医療保険を契約するために必要な保険料(積立金額)〈終身コースの場合〉

男性	1,218,701円
女性	1,241,491円

(D表)月払1口(3,000円)あたりの積立金額(目安)

- この商品は、積立金額が払込掛金累計額(元本)を上回るには、一定の期間(下表の例の場合、5年間)を要する商品です。
- 下表は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は10ページ「(A表)(B表)(D表)についての注意事項」をご確認ください。

積立期間 ※1 (年)	払込掛金累計額 (万円)	積立金額 (約)(万円)	積立期間 ※1 (年)	払込掛金累計額 (万円)	積立金額 (約)(万円)	積立期間 ※1 (年)	払込掛金累計額 (万円)	積立金額 (約)(万円)
1	3.6	3.5	11	39.6	41.0	21	75.6	83.1
2	7.2	7.0	12	43.2	45.0	22	79.2	87.5
3	10.8	10.7	13	46.8	49.1	23	82.8	92.1
4	14.4	14.3	14	50.4	53.1	24	86.4	96.6
5	18.0	18.0	15	54.0	57.3	25	90.0	101.3
6	21.6	21.7	16	57.6	61.5	26	93.6	105.9
7	25.2	25.5	17	61.2	65.7	27	97.2	110.7
8	28.8	29.3	18	64.8	70.0	28	100.8	115.5
9	32.4	33.2	19	68.4	74.3	29	104.4	120.3
10	36.0	37.1	20	72.0	78.6	30	108.0	125.2

※掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

8.給付内容

●掛金払込期間満了後の給付内容

在職中に積立てた積立金をもとに60歳到達時または50歳以上退職時に以下(1)～(3)のいずれか(組合せも可)を選択します。

- 税制適格コースA…加入期間が10年以上(※)
- 一般コースB…加入期間が2年以上

(※)ただし、税制適格コースAで年金受給権取得期日の年齢が満60歳未満の場合、選択できる年金種類は終身年金のみとなります。

(1)年金受取り …… 右記「(1)年金受取り」の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者にお支払いします。

(2)医療保険に加入 …… 75歳コース・終身コースのいずれかを契約いただきます。

※税制適格コースAの積立金では契約いただけません。

また、健康状態等によっては契約いただくことができない場合があります。

(3)一時金受取り …… 上記(1)(2)にかえて積立金を一時金で受取ることもできます。

(1)年金受取り

…積立金を年金で受取る方法

次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者にお支払いします。

年金種類	保証期間※1
確定年金	5年※2、10年、15年、20年
確定年金(重点給付型)	10年、15年
保証終身年金	10年、15年、20年
配偶者年金付保証終身年金	10年、15年、20年

※1 ご加入者の生死に関わらず年金をお支払いする期間。(確定年金の場合は年金受取期間のこと。)

※2 税制適格コースAは5年確定年金を選択することはできません。

- 必要積立金…年金を受取るために必要な積立金額は(B表)のとおりです。
一般コースBの年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
- 60歳到達時または50歳以上退職時に「退職時一時金持込」による年金の増額(年金買増)ができます。
- 年金の開始日は掛金払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回3月、6月、9月、12月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。

〈年金の据置き(繰延)〉

- 1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を据置き(繰延)することができ、積立金運用の継続が可能です。
- 据置き(繰延)期間中は、掛金のお払込みや一部出金はお取扱いできません。
- 税制適格コースA、一般コースBの両コースに加入しているご加入者について、年金の据置き(繰延)をされる場合、据置き(繰延)の開始日および満了日は両コース同一となります。
- 年金の据置き(繰延)満了後の医療保険の加入はできません。

〈年金の据置き(繰延)制度を活用した場合〉

月払1口3,000円で、積立期間20年の場合

	据置きなし	5年間据置きした場合		10年間据置きした場合	
		差額		差額	
積立金残高	約786,900円	約832,000円	+約45,000円	約879,800円	+約92,800円
10年確定年金年金月額	約 6,800円	約 7,200円	+約 300円	約 7,700円	+約 800円
10年確定年金受取総額	約827,700円	約875,200円	+約47,500円	約925,400円	+約97,600円

※上記の数値は、所定の前提の条件のもとで試算した結果であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提条件等、試算の詳細は10ページ「(A表)(B表)(D表)についての注意事項」をご確認ください。

※制度活用前後共に100円未満切捨て前(円単位)の額にて計算した後に、100円未満を切捨てた概算額を記載しております。

《年金の給付内容》

	確定年金〈拋出型企業年金保険〉	確定年金(重点給付型)〈拋出型企業年金保険〉
しくみ図	(例)10年確定年金 	(例)10年確定年金(重点給付型) 重点給付期間(5年間)
年金受取期間中	選択いただいた年金種類の年金受取期間に応じて、ご加入者に年金をお支払いします。ただし、ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。	
重点給付期間	—	年金受取開始日から5年間は基本年金月額を高く設定しており、6年目以降は、基本年金月額の50%です。
年金受取期間中に一時金でのお受取りを希望された場合	残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。	

	保証終身年金(拠出型企業年金保険)	配偶者年金付保証終身年金(拠出型企業年金保険)
しくみ図	(例) 10年保証終身年金 ← 保証期間(10年間) → 60歳 70歳 終身 ← 年金受取期間(終身) →	(例) 配偶者年金付10年保証終身年金 ← 保証期間(10年間) → ※ 60歳 70歳 終身 ← 年金受取期間(終身) → ※ 配偶者年金月額をご加入者本人の基本年金月額の60%です。
保証期間中	選択いただいた年金種類の保証期間に応じて、ご加入者に年金をお支払いします。ただし、ご加入者が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。	
配偶者		ご加入者が保証期間中に死亡された場合、保証期間終了後の最初に到来する年金開始期日の応当日に配偶者(※)が生存されている場合、応当日以降、配偶者が生存されているかぎり配偶者に配偶者年金をお支払いします。
保証期間中に一時金でのお受取りを希望された場合	残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。) また、選択いただいた年金の保証期間経過後にご加入者ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。(なお、年金受取再開後の一時金のお取扱いはできません。)	残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。) また、選択いただいた年金の保証期間経過後にご加入者または配偶者が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。(なお、年金受取再開後の一時金のお取扱いはできません。)
保証期間経過後	ご加入者が生存されているかぎり年金をお支払いします。(一時金のお取扱いはできません。)	
保証期間経過後にご加入者が死亡された場合(配偶者)		死亡後の最初に到来する年金開始期日の応当日に配偶者(※)が生存されている場合、応当日以降、配偶者が生存されているかぎり配偶者に配偶者年金をお支払いします。

(※) 配偶者とは、掛金払込期間満了日およびご加入者の死亡時点で、ご加入者と民法上の婚姻関係にある方をいいます。

《年金の選択条件》

積立金区分(税制適格コースAの積立金であるかどうか)と積立期間によって、選択できる年金に制限があります。

		積立期間	
		2年未満	2年以上～10年未満
積立金区分	税制適格コースA ※1	一時金受取りのみ	
	一般コースB ※1	一時金受取りのみ	年金受取り可能(一時金受取りも可) ※2 年金月額1万円以上必要(1万円未満の場合は、一時金受取り) 年金種類=「確定年金」※3・「終身年金」※4から選択可

※1 税制適格コースAの積立金と一般コースBの積立金は、別々の年金種類を選択できます。

※2 「年金の据置き(繰延)」が可能です。

※3 「確定年金」と「確定年金(重点給付型)」があります。

※4 「保証終身年金」と「配偶者年金付保証終身年金」があります。

※5 税制適格コースAの積立金は、選択できる年金種類が受取開始年齢により異なります。

● 年金開始年齢が60歳未満の場合は「終身年金」のみです。

● 年金開始年齢が60歳以上の場合は「確定年金(5年確定年金除く)」「終身年金」とも選択できます。

(2) 医療保険に加入

…積立金により保険料を一括して支払い医療保険に加入する方法

【申込資格】

お申込み時点まで正常に勤務しており、契約日（移行日）現在、4年1ヵ月以上の積立期間がある50歳以上の本人および40歳以上65歳以下の配偶者の方（配偶者のみの契約は不可）

【保険料の充当方法および保障開始日】

(1) 積立金で全額充当可能な場合

→ 退職月（または積立満了日）の翌月1日より保障開始（積立金より充当）

(2) 積立金で全額充当できない場合

→ 引受保険会社に入金いただいた日より保障開始（引受保険会社へ直接入金）

【保障内容】

終身コースの保障内容 保険期間：終身（ただし、特定疾患給付特約（03）の保障は80歳満了）

給付の種類		給付要件		終身コース
基本契約	主契約	疾病・災害・ガン入院給付金	病気 ガン以外の病気により入院したとき（1入院60日限度、通算1,095日限度） 日帰り入院※1から保障 災害 ケガにより入院したとき（1入院60日限度、通算1,095日限度） 日帰り入院※1から保障 ガン ガンにより入院したとき（お支払日数無制限） 日帰り入院※1から保障	1日につき 5,000円
		死亡保険金	死亡したとき	5万円
		手術給付金 〈手術給付特約〉	手術を受けたとき （対象となる手術（88種類）※2） 何度でも保障	手術の種類に応じて1回につき 20・10・5万円
	特約	先進医療給付金※3 〈先進医療給付特約（09）〉	先進医療による療養を受けたとき （特約基本給付金額×技術料に対応する所定の給付倍率〔305倍～5倍〕） （通算700日限度） ※特約基本給付金額は、主契約入院給付金日額と同額です。	技術料に応じて1回につき 152.5万円～2.5万円
		特定疾患給付金 〈特定疾患給付特約（03）〉	特定疾患を発病したと医師により診断されたとき 【対象となる特定疾患】 潰瘍性大腸炎や後縦靭帯骨化症など、約款に定められた56疾患 （1疾患1回限度）	1疾患につき 15万円

※1 日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして引受保険会社が判断いたします。

※2 対象となる手術（88種類）について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※3 先進医療給付金額は、「先進医療」にかかる技術料に応じた所定の給付倍率（305倍～5倍）を特約基本給付金額に乘じた金額となります。「先進医療」にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で「先進医療」でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。

75歳コースの保障内容 保険期間：75歳満了

給付の種類		給付要件		75歳コース （特約なし）	75歳コース （特約あり）
基本契約	主契約	疾病・災害入院給付金	病気 病気により継続して8日以上入院したとき（1入院120日限度、通算700日限度） 災害 ケガにより180日以内に入院を開始し、5日以上入院したとき（1入院120日限度、通算700日限度）	1日につき 5,000円	
		手術給付金	手術を受けたとき （対象となる手術（88種類）※4）	手術の種類に応じて1回につき 25・15・7.5万円	
	特約	死亡・高度障害保険金	死亡または高度障害状態になったとき （ただし、災害・災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。）	50万円	
		災害・災害高度障害保険金	不慮の事故により180日以内に死亡または高度障害状態になったとき	100万円	
		高度先進医療給付金※5 〈高度先進医療給付特約〉	先進医療※6による療養を受けたとき （主契約入院給付金日額×技術料に対応する所定の給付倍率〔305倍～5倍〕） （通算700日分限度）	技術料に応じて1回につき 152.5万円～2.5万円	
		特定疾患給付金 〈特定疾患給付特約〉	特定疾患により継続して8日以上入院したとき 【対象となる特定疾患】 潰瘍性大腸炎や後縦靭帯骨化症など、約款に定められた56疾患 （1疾患1回限度）	1疾患につき 15万円	

特約	成人病入院給付金 —〈成人病入院倍額支払特約〉—	成人病（悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患）により継続して8日以上入院したとき （1入院120日限度、長期入院給付金と合算して通算700日限度）	—	主契約の 疾病入院 給付金に プラス 1日につき 5,000円
	長期入院給付金	成人病（悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患）により継続して270日以上入院したとき （給付1回につき100日分としてカウントし、成人病入院給付金と合算して通算700日限度）	—	1回につき 50万円

※4 対象となる手術（88種類）について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※5 高度先進医療給付金額は、「先進医療」にかかる技術料に応じた所定の給付倍率（305倍～5倍）を主契約の入院給付金日額に乘じた金額となります。「先進医療」にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で「先進医療」でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。

※6 約款に定める高度先進医療を意味します。

移行にあたっては健康状態に関する告知書等必要な書類を提出していただきます。

移行後は、拠出型企業年金保険の加入者本人を契約者とする個人保険となり、引受保険会社はアクサ生命となります。

保険金などのお支払いには引受保険会社所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

[医療保険へ移行に必要な保険料]
終身コース

●一括払(年払全期前納)保険料

(2025年1月現在、単位:円)

契約年齢	男 性	女 性
40歳	1,045,606	1,062,689
41	1,056,114	1,072,344
42	1,070,180	1,087,625
43	1,080,590	1,098,001
44	1,090,861	1,109,088
45	1,100,454	1,121,814
46	1,110,877	1,132,423
47	1,122,591	1,147,081
48	1,131,997	1,159,342
49	1,141,119	1,171,849
50	1,148,583	1,182,817
51	1,155,508	1,174,676
52	1,161,957	1,184,889
53	1,169,716	1,195,682
54	1,176,961	1,205,712
55	1,182,168	1,214,103
56	1,210,703	1,213,081
57	1,214,576	1,221,267
58	1,217,570	1,228,544
59	1,221,434	1,237,761
60	1,218,701	1,241,491
61	1,276,810	1,260,160
62	1,272,391	1,264,986
63	1,266,803	1,268,842
64	1,258,485	1,271,624
65	1,245,539	1,270,628

75歳コース

●一時払保険料

(2025年1月現在、単位:円)

契約年齢	男 性		女 性	
	成人病入院倍額支払特約なし	成人病入院倍額支払特約あり	成人病入院倍額支払特約なし	成人病入院倍額支払特約あり
40歳	981,875	1,244,495	835,355	1,006,585
41	981,485	1,247,340	832,105	1,004,970
42	980,905	1,250,045	828,620	1,002,980
43	980,135	1,252,615	824,910	1,000,615
44	978,895	1,254,350	820,825	997,795
45	977,210	1,255,275	816,390	994,545
46	975,050	1,255,360	811,575	990,835
47	972,425	1,254,620	806,375	986,665
48	969,325	1,253,040	800,800	982,045
49	965,710	1,250,735	794,395	976,180
50	961,575	1,247,715	787,200	969,105
51	956,920	1,243,985	779,155	960,755
52	951,725	1,239,535	770,270	951,135
53	946,025	1,234,390	760,505	940,185
54	938,580	1,226,595	749,935	928,145
55	929,345	1,216,090	738,570	915,005
56	918,295	1,202,845	726,340	900,710
57	905,365	1,186,770	713,255	885,235
58	890,545	1,167,860	699,265	868,540
59	872,740	1,145,165	683,480	849,575
60	851,870	1,118,615	665,860	828,290
61	827,895	1,088,105	646,395	804,675
62	800,655	1,053,490	624,985	778,625
63	770,120	1,014,780	601,650	750,170
64	736,295	971,110	575,085	717,635
65	699,110	922,435	545,205	680,920

※契約年齢とは、ご契約日(移行日)における被保険者の年齢のことをいいます。終身コースの契約年齢は満年齢で計算します。75歳コースの契約年齢は直前の誕生日からご契約日(移行日)までの期間が6ヵ月以下の方は「契約年齢=満年齢」、6ヵ月を超えている方は「契約年齢=満年齢+1」と計算します。

※終身コースの保険料には、主契約、手術給付特約、先進医療給付特約(09)、特定疾患給付特約(03)の保険料が含まれています。保険料払込期間は、契約年齢50歳までは60歳満了、51歳以上55歳以下は65歳満了、56歳以上60歳以下は70歳満了、61歳以上65歳以下は75歳満了です。

※75歳コース(特約なし)の保険料には、主契約、高度先進医療給付特約、特定疾患給付特約の保険料が含まれています。また、75歳コース(特約あり)の保険料には成人病入院倍額支払特約の保険料も含まれています。

〈医療保険部分の取扱いについて〉

■給付金等と受取人

1. 死亡保険金・災害保険金：受取人は医療保障移行時に指定。
2. 諸給付金・高度障害保険金・災害高度障害保険金：受取人は被保険者本人。
3. 解約時払いもどし金：受取人は契約者本人。

■税金 ※2025年1月現在

1. 医療保障移行時

移行時の積立金は、一旦、一時所得となる。

(1) 終身コースの場合

移行時に保険料払込期間満了までの年払の保険料を一括で支払う（前納）方式となっているため、保険料払込期間満了までの毎年、年払保険料相当額が生命保険料控除の対象となる。*①

(2) 75歳コースの場合

医療保障の一時払保険料（充当した積立金含む）は、移行時の年のみ生命保険料控除の対象となる。*①

2. 死亡保険金・災害保険金

みなし相続財産になる。

（法定相続人1人につき500万円まで非課税。）*②

※ただし、「医療保障 本人・配偶者セット」に移行後配偶者が死亡した場合の死亡保険金は本人の一時所得になる。*③

3. 諸給付金・高度障害保険金・災害高度障害保険金

非課税。*④

税扱いの法令は下記のとおりです。

*①生命保険料控除

所得税法第76条、地方税法第34条、第314条の2

*②相続税（500万円の非課税）

相続税法第3条、第12条、第24条

*③一時所得

所得税法第34条、同法施行令第183条

*④諸給付金・高度障害保険金の非課税

所得税基本通達9-21

※各々、他契約などで給付がある場合、課税単位ごとに合算する必要があります。

※詳しくは、所轄の税務署にお問合わせください。

■給付要件

1. 災害入院給付金について

〈終身コース〉

- (1) 不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に1日以上入院した場合に支払われる。
- (2) 1回の入院について60日分までとし、通算して1,095日分まで支払われる。（同一事故によるケガで180日以内に2回以上入院した場合も、1回の入院とみなし、入院日数を通算する。）

〈75歳コース〉

- (1) 不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に5日以上入院した場合に支払われる。
- (2) 1回の入院について120日分までとし、通算して700日分まで支払われる。（同一事故によるケガで180日以内に2回以上入院した場合も、1

■このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」を必ずご覧ください。

回の入院とみなし、入院日数を通算する。）

2. 疾病入院給付金について

〈終身コース〉

- (1) 病気により1日以上入院した場合に支払われる。
- (2) 不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日を経過した後1日以上入院した場合に支払われる。
- (3) 1回の入院について60日分までとし、通算1,095日分まで支払われる。（所定のガン以外の疾病〈これと因果関係があると保険会社が認めた疾病を含む〉による入院で2回以上入院した場合も、1回の入院とみなし、入院日数を通算する。ただし、退院日の翌日から180日を経過して再び入院した場合は、新たな入院とみなす。）

※災害入院給付金、疾病入院給付金およびガン入院給付金はそれぞれ重複してお支払いしません。

〈75歳コース〉

- (1) 病気により8日以上継続して入院した場合に支払われる。
- (2) 不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日を経過した後8日以上継続して入院した場合に支払われる。
- (3) 1回の入院について120日分までとし、通算700日分まで支払われる（同一疾病〈これと因果関係があると保険会社が認めた疾病を含む〉による入院で2回以上入院した場合も、1回の入院とみなし、入院日数を通算する。ただし、退院日の翌日から180日を経過して再び入院した場合は、新たな入院とみなす。）

※災害入院給付金と疾病入院給付金は重複して支払われません。（入院開始の直接の原因となった事由により、継続して入院したものとす。）

3. ガン入院給付金について

〈終身コース〉

- (1) 所定のガンにより1日以上入院した場合に支払われる。
- (2) ガン入院給付金はお支払日数無制限で支払われる。

4. 手術給付金について

〈終身コース〉

- (1) 所定の手術を受けた場合に支払われる。
- (2) 同一の日に2つ以上の手術を受けたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金が支払われる。
- (3) 一部の手術を除き、お支払限度はありません。※
※ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみのお支払いとなります。

〈75歳コース〉

- (1) 病気または不慮の事故などにより、治療を直接の目的とした所定の手術を受けた場合に支払われる。
- (2) 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金が支払われる。
- (3) 一部の手術を除き、お支払限度はありません。※
※ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみのお支払いとなります。

5. 高度先進医療給付特約・先進医療給付特約(09)について

〈終身コース〉・〈75歳コース〉共通

- 「先進医療」および「高度先進医療」とは、公的医療保険制度にもとづく「評価療養」のうち「高度の医療技術を用いた療養その他の療養」として厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」（以下「先進医療」）をその取扱いが認められた保険医療機関で受けられた場合を指します。

ただし「先進医療」の取扱いが認められた保険医療機関で「先進医療」と同様の療養を受けられても、当該医療機関の判断によりその療養が「先進医療」として実施されたものでない場合には、この特約によるお支払いの対象とはなりません。

- お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で「先進医療」でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。したがって、約款に定める給付倍率表に記載の各給付倍率（最高給付倍率を含む）に該当する「先進医療」が、常にすべて定められているとは限りませんのでご注意ください。
- 先進医療給付金額および高度先進医療給付金額は、「先進医療」にかかる技術料に応じた所定の給付倍率（30.5倍～5倍）を主契約の入院給付金日額に乘じた金額または特約基本給付金額（主契約の入院給付金日額と同額）に乘じた金額となります。「先進医療」にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。
- 先進医療給付金のお支払いがお支払限度に達したときは、この特約は消滅します。

6. 特定疾患給付特約・特定疾患給付特約(03)について

〈終身コース〉・〈75歳コース〉共通

- 所定の特定疾患は、潰瘍性大腸炎や後縦靭帯骨化症など、約款に定められた56疾患となります。
- すでに特定疾患給付金をお支払いした特定疾患と因果関係があると認められる他の特定疾患に罹患した場合は、特定疾患給付金をお支払いしません。

7. 成人病入院倍額支払特約〈75歳コース〉

所定の成人病により8日以上継続して入院したとき、1日目から入院給付金支払われる。

- (1) 成人病入院給付金は所定の成人病を直接の原因として、8日以上の継続入院を含んで2回以上入院した場合は1回の入院とみなし、入院日数を通算します。ただし、所定の成人病による入院でも退院日の翌日から180日を経過して再び入院した場合は新たな入院とみなします。
- (2) 長期入院給付金と成人病入院給付金の支払いは合算して通算支払日数700日分を限度とする。

対象となる成人病 ①悪性新生物 ②糖尿病 ③心疾患

④高血圧性疾患 ⑤脳血管疾患

★成人病給付金と長期入院給付金請求時の給付額と給付日数計算事例

(例) 成人病で300日継続入院の場合

①給付金について

$10,000円 \times 120日 = 1,200,000円$

↳ (主契約分5,000円＋成人病特約分5,000円)

長期入院給付金…500,000円(長期入院270日以上とき)

合計 1,700,000円

②給付日数について

主契約として…120日(1入院につき120日限度のため)

成人病として… $120日 + 100日 = 220日$

↓

1入院につき 長期入院は1回の給付で

120日限度 100日分として日数カウント

8.死亡保険金について

〈終身コース〉

死亡した場合に入院給付金の10倍の死亡保険金が支払われる。

〈75歳コース〉

不慮の事故以外の事由により死亡した場合に入院給付金の100倍の死亡保険金が支払われる。

9.災害保険金について

〈75歳コース〉

不慮の事故により180日以内に死亡、あるいは所定の感染症により死亡した場合に入院給付金の200倍の災害保険金が支払われる。

10.高度障害保険金について

〈75歳コース〉

不慮の事故以外の事由により所定の高度障害状態になった場合に入院給付金の100倍の高度障害保険金が支払われる。

11.災害高度障害保険金について

〈75歳コース〉

不慮の事故により所定の高度障害状態あるいは所定の感染症により所定の高度障害状態になった場合に入院給付金の200倍の高度障害保険金が支払われる。

12.保険料の払込免除について

〈終身コース〉

次の場合に保険料の払込みを免除する。

- 1.責任開始期以後のケガ、疾病または所定のガンにより、所定の高度障害状態に該当したとき
- 2.責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したとき

保険料払込免除の対象となる高度障害状態

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

保険料払込免除の対象となる不慮の事故による障害状態

- 1.1眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 3.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- 4.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 5.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 6.10手指の用を全く永久に失ったもの
- 7.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- 8.10足指を失ったもの

■医療保障コースへ移行した場合の払いもどし金について

(必ずお読みください。)

〈終身コース〉

- この保険は主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないしくみの保険です。

保険料払込期間中…払いもどし金はありません。

(前納未経過保険料はお支払いします。)

保険料払込期間満了後…5万円

- この保険に付加する特約については、払いもどし金はありません。

〈75歳コース〉

- 解約時には経過年数に応じて払いもどし金が支払われます。経過期間によって払いもどし金がまったくないか、ごくわずかなことがあります。

※死亡の場合、死亡保険金以外の払いもどし金はありません。

■各コースの保険名称

終身コース 「手術給付特約・先進医療給付特約(09)・特定疾患給付特約(03)付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉」

75歳コース 「高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約付医療給付金付個人定期保険」

■約款および引受保険会社

医療給付金付個人定期保険・入院保障保険(終身型 09)

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777(代表)

(3)一時金受取り

…積立金を一時金として受取る方法

●掛金払込期間中の給付内容

- ①ご加入者が解約されたとき…解約時点の積立金額を解約一時金としてご加入者にお支払いします。
解約申込書締切日(締切日が休日の場合は、前日付となります。)

共済会申込書締切日	送金手配日
毎月 2日	翌月 初旬～中旬

※ただし、以下日程の締切分は通常と異なるため注意

共済会申込書締切日	送金手配日
6月2日	8月 初旬～中旬
12月2日	2月 初旬～中旬

- ②ご加入者が死亡されたとき…死亡時点の積立金額に月払加入口数×3,000円に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。新規加入や増口される場合、死亡加算は加入(増口)日から適用されます。

9.細部取扱いについて

※医療保険部分の細部取扱いについては、8ページ～9ページをご確認ください。

■受取人

- 年金(年金にかえての一時金を含む)、掛金払込期間満了時一時金、および解約一時金の受取人はご加入者本人とします。
- 遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人はご遺族(※)とします。
(※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。
(順位)①配偶者 ②死亡当時、生計を一にしていた子、父母、孫、祖父母の順 ③前号②に該当しない子、父母、孫、祖父母の順 ④兄弟姉妹(兄弟姉妹の中の順位については、死亡当時、生計を一にしていたものを優先する)

なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうちから受取人代表者1名を選定し、その方にお支払いします。

■配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにできない場合もあります。
※年度途中で解約等される場合、その年度の配当金はお受取りにできません。

■税務上のお取扱い

保険料

- ご加入者が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
なお、税制適格コースAの保険料は、個人年金保険料控除の対象です。
※当積立型未来サポート保険以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当積立型未来サポート保険のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
※当積立型未来サポート保険は、1980年4月1日に締結した保険契約(旧契約)のため、税制改正前の制度が適用されます。
※2011年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。
個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。
①旧契約のみで控除額を計算
②新契約のみで控除額を計算
③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)
※団体運営費については、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の対象ではありません。

年金・一時金

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

●年金

(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = \left(\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} \right) - \left(\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額(見込額)}} \right)$$

●解約一時金・掛金払込期間満了時一時金

一時所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{一時金額} - \text{払込保険料累計額} - 50\text{万円} \times 1) \times 1/2$$

●遺族一時金

相続税の課税対象です。(※2)

(※1)同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。

(※2)法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等については、2025年2月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

医療保険については8ページをご参照ください。

■(A表)(B表)(D表)についての注意事項

当制度説明書に記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または増口される方の増口部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間があり、その期間の変動する可能性がございますので、ご注意ください。なお、既加入者の実際の給付額については、当制度説明書に記載の給付額と異なります。

- 1.当制度説明書に記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - (1)この保険契約全体の加入口数が月払79,847口、賞与払38,492口を常に維持していること、および初年度に一時払掛金100,000円の払込みがあったことを前提とします。
 - (2)ご加入者全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - (3)引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(2024年9月25日現在)、および引受割合(2024年9月25日現在)に基づき計算しております。
 - (4)この保険契約における2024年8月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - (5)記載の金額には、配当金を加味していません。
- 2.今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
- 3.今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにできない場合もあります。
- 4.年度(2025年8月1日～2026年7月31日)途中・財政決算期間中で解約された場合、その年度の配当金はお受取りにできません。また、その場合の積立金額(解約一時金)は(A表)(D表)の数値を月割計算した額より下回ります。
- 5.積立金額(解約一時金額)は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の変更等により、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間は変動する可能性があります。ご注意ください。
- 6.掛金を増口された場合、増口部分の積立期間は増口年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 7.(A表)(D表)は、8月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中(11月1日、2月1日加入の場合は、(A表)(D表)の額と異なる(下回る)ことがあります。
- 8.この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から団体運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

■医療保険部分以外の制度運営および引受保険会社

●当制度はパナソニック ホールディングス株式会社が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約および一時払退職後終身保険に関する事務取扱協定に基づいて運営します。

●この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(2024年9月25日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】	日本生命保険相互会社(58.8%) (事務幹事会社)	住友生命保険相互会社(28.2%)
	第一生命保険株式会社(7.5%)	明治安田生命保険相互会社(4.5%)
	富国生命保険相互会社(0.9%)	アクサ生命保険株式会社(0.1%)

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

■個人情報の取扱いに関するパナソニック ホールディングス株式会社と引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、パナソニック ホールディングス株式会社(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合があります。その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

10.ご相談窓口

ご相談・苦情につきましては、パナソニック 共済会までお問合せください。

(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下までご連絡ください。)

〈医療保険部分以外〉 日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 TEL 0120-383-616 (通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(970-91914)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

〈医療保険部分〉 アクサ生命保険株式会社 MCVP推進第1部 第2課

【照会先】法人ビジネス業務部 TEL 0120-077-093

【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/30～1/4はお取り扱いしておりません。)]

11.一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」について

〈指定紛争解決機関〉

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

当制度説明書内の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当制度説明書内前述の当商品説明部分とあわせてご確認ください。

なお、ご加入者は当制度説明書をお読みいただいた後も大切に保管してください。

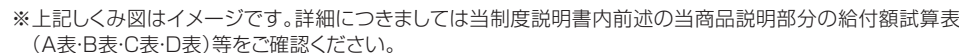
●「障がい」の表記

積立型未来サポート保険では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。(医療保険部分を除きます。)

ご契約の概要について【契約概要】 拠出型企業年金保険

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者とし、ご加入者の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- この保険は、税務上の取扱いの異なる2コースからなります。税制適格コースAのご加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。一般コースBのご加入者が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。（2025年2月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。）
- 在職中に掛金を払込み、掛金払込期間満了後は、掛金払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのごお受取りにかえて、一時金で受取することもできます。また、一般コースBのご加入者は「4.給付内容」に記載の個人保険を選択いただくこともできます。（税制適格コースAのご加入者は、個人保険を選択いただけません。）
- ご加入者が掛金払込期間中に解約された場合はご加入者に解約一時金をお支払いします。また、ご加入者が掛金払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。



●詳細は当制度説明書内前述の当商品説明部分の該当箇所をご確認ください。

●以下のとおり加入いただくことができます。

賞与払 1口あたり17,910円(掛金は団体運営費90円を加算した18,000円です。)とし、最低1口以上で加入できます。

- 賞与払・一時払・退職時一時金持込を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。
- 掛金払込期間満了日は満60歳到達月の末日とします。
(会社によって掛金払込期間満了日は異なります。詳しくはパナソニック共済会までご確認ください。)

※保険料の詳細は当制度説明書内前述の当商品説明部分の該当箇所をご確認ください。

【掛金払込期間満了後の給付内容】

※ただし、掛金払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。
医療保険（アクサ生命保険株式会社引受分）

【掛金払込期間中の給付内容】

- ご加入者が解約された場合、解約時点の積立金額を解約一時金としてご加入者にお支払いします。
- ご加入者が死亡された場合、死亡時点の積立金額に所定の金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
 - ※解約一時金・遺族一時金は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。
 - ※詳細は当制度説明書内前述の当商品説明部分の該当箇所をご確認ください。

●年金(年金にかえての一時金を含む)、掛金払込期間満了時一時金、および解約一時金の受取人はご加入者本人とします。
※詳細は当制度説明書内前述の当商品説明部分の該当箇所をご確認ください。

●詳細は当制度説明書内前述の当商品説明部分の該当箇所をご確認ください。

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約が共同取扱契約の場合（この拠出型企業年金保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合）は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は当制度説明書内前述の当商品説明部分の該当箇所をご確認ください。

●各種ご相談窓口は、当制度説明書内前述の当商品説明部分にてご確認ください。

12

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】 拠出型企業年金保険

この「注意喚起情報」は、ご加入または掛金の増口のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、当制度説明書内前述の当商品説明部分・契約概要等を必ずご参照ください。

(*)掛金を増口する場合、増口部分については、「ご加入」を「増口」、「加入日」を「増口日」と読替えます。

1.クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または掛金の増口のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

2.責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、半年払を併用されている場合、半年払掛金部分の責任開始日は所定の加入日(*)となります。
※所定の加入日(*)については、「加入申込書」、または当制度説明書等に記載された「加入(増口)日」です。
※詳細は当制度説明書内前述の当商品説明部分の該当箇所をご確認ください。
- 引受保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)・代理店等にはご加入または掛金の増口を承諾する権限がありません。

3.年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
 - (1)遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき
 - その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者の他のご遺族にお支払いします。
 - (2)年金の継続受取人が故意にご加入者を死亡させたとき
 - 年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者の他のご遺族にお支払いします。
 - (3)この保険契約全体のご加入者数が15名未満となったとき
 - 引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 - (4)保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
 - 保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。
 - 保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 - (5)ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者に詐欺の行為があったとき
 - この保険契約の全部またはそのご加入者に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - (6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき
 - 引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。
- 〈重大な事由〉
- ①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
 - ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
 - ③保険契約者、ご加入者、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するととき

(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

4.積立金額(解約一時金額)等

- 掛金をそのまま積立てるのではなく、一部は団体運営費、保険会社の事業費および遺族特約保険料にあてられます。そのため、積立金額(解約一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込掛金累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の変更等により、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。
- 詳細は当制度説明書内前述の当商品説明部分の該当箇所をご確認ください。

5.基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

6.制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

7.生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金・一時金・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金・一時金・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8.年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- ご加入者からのご請求に応じて、年金・一時金等が支払われますので給付事由が生じた場合は、速やかに必要書類をそろえ、パナソニック共済会までご提出ください。ご退職により給付事由が生じた際は、福祉担当部門からの退職説明の中で手続きについて案内いたしますので、その案内に沿ってお手続きください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので、年金・一時金の給付事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性がと思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金の給付事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等の給付事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

9.ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 各種ご相談窓口は、当制度説明書内前述の当商品説明部分にてご確認ください。

【契約者】 パナソニック ホールディングス株式会社 【事務幹事会社】 日本生命保険相互会社
日本企-2024-454-12173-M(R7.1.6)K2020-118 日本2020企基-99-2(2020.8.11) 企注①簡・旧